

別記

し尿浄化槽維持管理業務仕様書

し尿浄化槽維持管理業務（以下「委託業務」という。）は、この仕様書に定めるほか浄化槽法、同施行規則等関係法令に基づき実施するものとする。

1 対象施設

対象施設は次のとおりとする。

なお、各点検作業は、し尿浄化槽維持管理業務内容一覧表（別表1）により対象施設ごとに実施することとし、報告等についても各対象施設の長あて行うものとする。

- (1) 岩手県立総合教育センター
- (2) 岩手県立生涯学習推進センター

2 対象設備（し尿浄化槽）

- (1) 岩手県立総合教育センター

数量	1台
設置場所	花巻市北湯口2-82-1(岩手県立総合教育センター)
型式	合併流調接触処理
処理能力	480人槽

- (2) 岩手県立生涯学習推進センター

数量	1台
設置場所	花巻市北湯口2-82-13(岩手県立生涯学習推進センター)
型式	合併処理
処理能力	232人槽

3 一般事項

- (1) 委託業務に要する機器、消耗品及び消毒薬品は受託者（以下「乙」という。）が持参すること。
- (2) 乙の点検員は、浄化槽管理士の資格（以下「資格」という。）を取得した者とし、し尿浄化槽維持管理業務従事者名簿（様式第1号）に資格の証明書の写しを添付のうえ、各対象施設の長に提出すること。
- (3) 委託業務の実施に際しては、各対象施設の業務に支障を来さないよう十分に配慮すること。

4 定期保守点検

保守点検は、次の事項に留意しながら、対象施設ごとに汚水処理施設管理報告書（様式第2号）に定める項目について、2週間に1回（年26回）実施すること。

- (1) 配管系統については、流入、排出管、インバーターます等を点検し、異物等の除去を行うこと。
- (2) 各槽の破損、水平の狂い及び漏水の有無について点検すること。
- (3) 通気装置については、破損及び異物の有無等を点検し、必要があれば掃除又は補修を行うこと。
- (4) ポンプ設備、送風機器等駆動部分を点検し、必要な注油等を行うこと。
- (5) スクリーンを点検し、必要に応じて付着物の除去を行うこと。
- (6) 流量調整槽のポンプ作動水位及び計量装置を点検し、流量を適切に調整すること。
- (7) 消毒装置を点検し、消毒薬品の補給及び放流水との接触が適切に行われるようにすること。
- (8) 放流口及び放流地点を点検すること。
- (9) 沈澱分離室（槽）のスカム及び沈澱物の発生、堆積状況を点検し、スカムは必要に応じて破碎沈降させること。
- (10) ばっき室（槽）混合液のばっきの状況を観察し、散気管の目づまり、攪拌装置への異物の付着、その他の異常の有無を点検すること。
- (11) ばっき室（槽）に活性汚泥が形成されていないと認められるときは、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。
- (12) 沈澱室（槽）については、次の点検を行うこと。
 - ① スカムの発生がある場合は、必要に応じてこれをばっき室（槽）に戻す等の措置を講ずること。
なお、多量のスカムが発生している場合は、その原因を調査し必要な措置を講ずること。
 - ② 汚泥の堆積状況を点検し、必要に応じて汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮へ移送する等の措置を講ずること。
 - ③ 汚泥返送が支障なく行われているか否かを点検すること。
 - ④ 越流せきから均等に流出しているか否かを点検し、異物の付着がある場合はこれを除去すること。
- (13) 浄化槽の機能維持のため年1回清掃を行うこと。
- (14) 岩手県立総合教育センターの浄化槽汚泥は2ヵ月に1回汲み取り、汲み取り完了後は速やかにし尿浄化槽汲取作業完了報告書（様式第3号）を総合教育センター所長あて提出すること。
- (15) 岩手県立生涯学習推進センターの浄化槽汚泥は1年に1回汲み取り、汲み取り完了後は速やかにし尿浄化槽汲取作業完了報告書（様式第3号）を生涯学習推進センター所長あて提出すること。

5 機能検査及び水質検査

(1) 機能検査

定期保守点検時においては、機能検査内容一覧表（別表2）に定める項目について機能検査を実施すること。

(2) 放流水水質検査

放流水の水質検査は、対象施設ごとに放流水水質検査点検表（様式第4号）の項目について、年3回実施すること。

なお、CODの項目は岩手県立生涯学習推進センターについては省略できることとする。

6 その他

(1) 対象施設の対象設備に事故等が発生した場合は必要な措置を行うほか、対象施設の長に緊急措置の方法等について指導するとともに事故等の原因究明に協力し、再発防止のための措置を指示並びに助言をし、かつ必要に応じて検査をすること。

(2) 汚水処理施設管理報告書及び放流水水質検査点検表を3年間保存すること。

(3) 本仕様書以外の項目については、必要の都度甲と協議のうえ実施すること。

別表 1

し尿浄化槽維持管理業務内容一覧表

1 岩手県立総合教育センター

業務内容	回数	実施予定月
定期保守点検及び機能検査	年 2 6 回	(2 週間に 1 回)
放流水水質検査	年 3 回	5 月、9 月、1 月
浄化槽清掃	年 1 回	3 月
沈殿汚泥の汲み取り (7,200ℓ/回)	年 6 回	5 月、7 月、9 月、11 月、 1 月、3 月
消毒薬品の投入	年 2 6 回	(2 週間に 1 回)

2 岩手県立生涯学習推進センター

業務内容	回数	実施予定月
定期保守点検及び機能検査	年 2 6 回	(2 週間に 1 回)
放流水水質検査 (COD 除く)	年 3 回	5 月、9 月、1 月
浄化槽清掃	年 1 回	3 月
沈殿汚泥の汲み取り (1,800ℓ/回)	年 1 回	3 月
消毒薬品の投入	年 2 6 回	(2 週間に 1 回)

※ 各対象施設の消毒薬品の投入頻度は目安であり、放流水の状況に応じて適切に投入するものとする。

別表 2

機能検査内容一覧表

検査項目	放流水	ばっ気室 混合液	接触ばっ気 室循環液	回転板 接触槽内液
水温	○			
色相	○	○	○	○
臭気	○			
透視度	○			
PH	○			
BOD				
COD				
SS				
亜硝酸性窒素	○			
DO		○	○	
SV30		○		
残留塩素	○			
大腸菌群				

注1 放流水の採取箇所は消毒装置の直後とするが、BODに供する試料の採取は消毒前の処理水とする。

2 機能検査の各検査項目の望ましい範囲は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|-------------|
| (1) 臭気 | し尿臭がないこと |
| (2) 透視度 | 5 cm以上 |
| (3) PH | 5.8～8.6 |
| (4) 亜硝酸性窒素 | 陽性 (+) |
| (5) DO | 1.0 mg/L 以上 |
| (6) SV30 | 10～60 |
| (7) 残留塩素 | 検出されること |
| (8) BOD | 30 mg/L 以下 |
| (9) SS | 70 mg/L 以下 |